

# 広島県都市計画審議会条例

(昭和44年6月30日条例第44号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、広島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもつて組織する。

- |                  |      |
|------------------|------|
| 一 学識経験のある者       | 8人以内 |
| 二 関係行政機関の職員      | 8人以内 |
| 三 市町長を代表する者      | 3人以内 |
| 四 県議会の議員         | 8人以内 |
| 五 市町の議会の議長を代表する者 | 3人以内 |

- 2 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

**第3条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

**第5条** 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

**第6条** 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長の指名した委員10人以内をもつて組織する。

(幹事)

**第7条** 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、土木建築局において処理する。

(雑則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和50年12月20日条例第64号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和55年3月28日条例第7号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和58年3月12日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月27日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)  
(広島県都市計画地方審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に広島県都市計画地方審議会の委員である者は、施行日に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）第437条の規定による改正後の都市計画法（昭和44年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき設置された広島県都市計画審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任期は、第8条の規定による改正後の広島県都市計画審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、その者の広島県都市計画地方審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

**附 則**（平成17年7月6日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年3月27日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月25日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月23日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。